

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月23日
【事業年度】	第78期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	栄研化学株式会社
【英訳名】	EIKEN CHEMICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 和田 守史
【本店の所在の場所】	東京都台東区台東四丁目19番9号 山口ビル7
【電話番号】	東京03(5846)3305(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役経営管理統括部長 塩田 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東四丁目19番9号 山口ビル7
【電話番号】	東京03(5846)3305(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役経営管理統括部長 塩田 勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 栄研化学株式会社 大阪営業所 (大阪府大阪市中央区安土町三丁目3番9号)

(注) 上記の大阪営業所は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (百万円)	27,702	28,645	30,027	31,014	32,163
経常利益 (百万円)	2,543	2,812	3,095	3,013	3,570
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,460	2,453	1,984	2,100	2,429
包括利益 (百万円)	1,524	2,786	1,910	2,742	2,186
純資産額 (百万円)	21,459	23,679	24,278	26,639	28,201
総資産額 (百万円)	33,124	35,138	36,395	37,895	39,266
1株当たり純資産額 (円)	1,174.24	1,294.26	1,323.98	1,448.81	1,529.13
1株当たり当期純利益金額 (円)	80.38	134.98	109.13	115.13	132.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	79.66	133.56	107.84	113.85	131.43
自己資本比率 (%)	64.4	67.0	66.2	69.8	71.2
自己資本利益率 (%)	7.0	10.9	8.3	8.3	8.9
株価収益率 (倍)	13.8	9.8	16.4	17.1	17.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,713	2,228	3,410	3,393	3,115
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,634	3,418	779	6,652	3,737
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	964	1,242	1,268	1,107	869
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,165	9,568	10,940	6,577	5,074
従業員数 (人)	653	641	651	662	686
(外、平均臨時雇用者数)	(219)	(215)	(225)	(237)	(274)

(注) 1. 上記の記載金額及びこれ以降に記載している売上高等には消費税等を含んでおりません。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (百万円)	27,706	28,626	30,026	30,984	32,135
経常利益 (百万円)	2,507	2,761	3,069	3,014	3,607
当期純利益 (百万円)	1,422	2,401	1,959	2,101	2,466
資本金 (百万円)	6,897	6,897	6,897	6,897	6,897
発行済株式総数 (株)	21,770,719	21,770,719	21,770,719	21,770,719	21,770,719
純資産額 (百万円)	21,901	23,960	25,179	26,925	28,736
総資産額 (百万円)	33,588	35,430	36,373	38,189	39,811
1株当たり純資産額 (円)	1,198.53	1,309.75	1,373.55	1,464.47	1,558.36
1株当たり配当額 (円)	30.00	35.00	35.00	35.00	40.00
(内 1株当たり中間配当額)	(12.00)	(15.00)	(15.00)	(17.00)	(20.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	78.30	132.15	107.73	115.22	134.88
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	77.60	130.76	106.46	113.93	133.44
自己資本比率 (%)	64.8	67.2	68.7	70.0	71.6
自己資本利益率 (%)	6.7	10.5	8.0	8.1	8.9
株価収益率 (倍)	14.2	10.0	16.6	17.1	17.5
配当性向 (%)	38.3	26.5	32.5	30.4	29.7
従業員数 (人)	624	614	620	620	637
(外、平均臨時雇用者数)	(219)	(215)	(224)	(237)	(267)

(注) 第75期の1株当たり配当額には、本社建設用土地売却益による特別配当5円を含んでおります。

2【沿革】

昭和14年2月	興亜化学工業株式会社（東京都葛飾区本田町133番地）を資本金5万円をもって創立し家畜臓器を原料とする栄養食品の製造販売開始。
昭和15年8月	株式会社興亜栄養化学研究所と社名変更。
昭和16年4月	臓器系医薬品の製造販売を開始する目的で医薬品製造業者、薬種商の免許取得。
昭和18年5月	第三者割当によって田辺製薬(株)が資本参加。
昭和21年4月	日本栄養化学株式会社と社名変更。
昭和25年4月	SS寒天培地（赤痢菌等の検索）の製品化に成功し、わが国の防疫、公衆衛生の普及、発展に貢献。
昭和36年5月	臨床検査薬部門を開設し、臨床検査薬の研究開発開始。
昭和40年9月	野木工場（栃木県野木町）第1期工事が完成し生産開始。
昭和44年2月	創立30周年記念に当たり、栄研化学株式会社と社名変更。
昭和50年2月	王子事業所（東京都北区）が完成し業務開始。
昭和54年6月	東金工場（千葉県東金市）が完成し生産開始。
昭和55年8月	本社新社屋（東京都文京区）が完成し業務開始。
昭和59年4月	那須工場（栃木県大田原市）第1期工事が完成し生産開始。
昭和62年3月	那須工場第2期工事が完成し生産開始。
昭和62年12月	栄研器材株式会社に資本参加。
平成元年6月	野木工場第8工場（免疫血清製剤工場）が完成し生産開始。
平成2年1月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成2年5月	東京事業所（東京都墨田区）開設。
平成3年9月	株式会社栄研ミリオンスタッフを設立。
平成4年6月	生物化学研究所（栃木県野木町）が完成し業務開始。
平成8年9月	那須工場第2工場第1期工事が完成し生産開始。
平成13年9月	株式会社栄研ロジスティクスサービスを設立。
平成14年3月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。
平成16年2月	物流管理センター（栃木県野木町）が完成し業務開始。
平成16年9月	栄研生物科技（上海）有限公司を設立。
平成18年8月	栄研生物科技（上海）有限公司の工場が竣工。
平成18年10月	株式会社栄研ミリオンスタッフが株式会社栄研ロジスティクスサービスを吸収合併。
平成19年4月	栄研器材株式会社を吸収合併。
平成20年7月	本社移転及び東京都内3事業所の統合。（東京都台東区）
平成21年7月	野木工場粉末培地工場が完成し生産開始。
平成24年2月	野木事業所オペレーションマネジメントセンター（事務棟・製造棟）が完成し業務開始。
平成24年3月	王子事業所を閉鎖し、主に野木事業所へ集約。
平成24年4月	栄研生物科技(上海)有限公司について、社名を栄研生物科技(中国)有限公司に変更。
平成24年6月	東金事業所を閉鎖し、野木事業所へ生産移管。
平成26年3月	株式会社栄研ミリオンスタッフを解散。
平成26年4月	欧州支店（オランダ・アムステルダム）を開設。

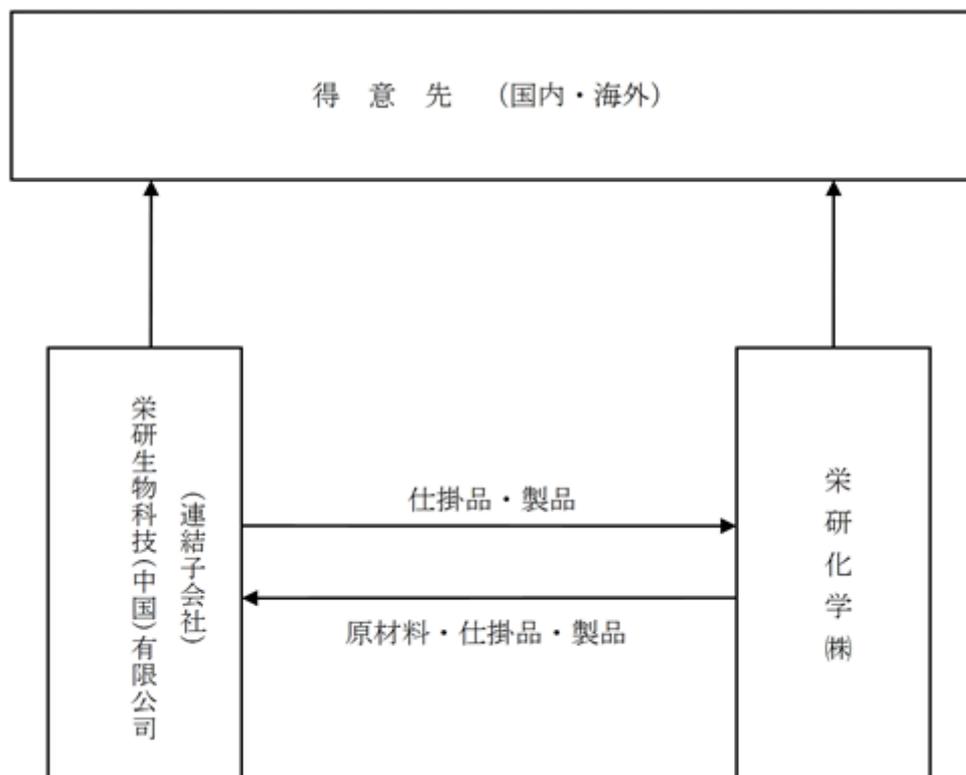
3【事業の内容】

当社グループは、当社（栄研化学株）と連結子会社1社（栄研生物科技（中国）有限公司）により構成されており、検査薬の製造販売を主な事業として営んでおります。

なお、連結子会社の栄研生物科技（中国）有限公司は、当社検査薬の加工生産及び検査薬の仕入製造販売を主な事業として営んでおります。

以上のことを事業の系統図として示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容					
					役員の兼任等		資金援助 (百万円)	営業上の取 引	設備の 賃貸借	その他
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
栄研生物科技 (中国)有限公司	中国 上海市	1,316	検査薬の製造 販売	100	3	1	-	当社製品の 加工生産 及び当社製 品の仕入、 製造販売	-	-

(注) 栄研生物科技(中国)有限公司は特定子会社に該当します。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

	従業員数(人)
合計	686(274)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(シニア、パート、嘱託社員及び派遣社員を含む)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、当連結会計年度より、臨時雇用者数の算定方法を変更し、派遣社員を臨時雇用者数に含めて記載しております。
2. 当社グループは、検査薬事業のみの単一セグメントであり、事業部門等の区別を行っていないため、従業員数は、当社グループとして一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
637(267)	44才6ヶ月	18年9ヶ月	7,811,045

- (注) 1. 平均年間給与は基準外給与及び賞与を含んでおります。
2. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(シニア、パート、嘱託社員及び派遣社員を含む)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、当事業年度より、臨時雇用者数の算定方法を変更し、派遣社員を臨時雇用者数に含めて記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、労使関係は安定しており、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善がみられ、緩やかな回復基調が続きました。一方で、海外経済は、米国の金融政策が正常化するなど全体としては緩やかに回復しましたが、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気に減速傾向がみられるほか、年明けから急速に進んだ円高による企業業績への影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

臨床検査薬業界におきましては、国内の医療費抑制策により厳しい経営環境が続く、各企業はより一層のコスト競争力と積極的な海外展開が求められる状況となっております。

このような経営環境の下、当社グループは新経営構想“EIKEN ROAD MAP 2009”の方針に基づいて、国内での主力製品の売上拡大に努めるとともに、海外での便潜血検査用試薬・装置の市場展開のさらなる加速、遺伝子検査(LAMP法)製品のグローバル展開、中国での生産・販売体制の強化など、グループ全体でのグローバル化を推進してまいりました。

これらの結果といたしまして、当連結会計年度の売上高は、便潜血検査用試薬・装置を中心に海外向け売上高が大きく伸び、321億63百万円(前期比3.7%増)となりました。

製品の種別区分ごとの売上高では、微生物検査用試薬は薬剤感受性検査用試薬が伸びたものの、生培地や迅速検査試薬の売上が減少し、46億3百万円(同1.1%減)となりました。尿検査用試薬は尿試験紙「ウロペーパー」及び「ウロペーパー」の売上がともに大きく伸び、23億2百万円(同7.8%増)となりました。免疫血清学的検査用試薬は、ヘリコバクター・ピロリ抗体検査用試薬及び便潜血検査用試薬の売上が伸長し、181億40百万円(同4.1%増)となりました。生化学的検査用試薬は6億43百万円(同2.4%減)、器具・食品環境関連培地は22億33百万円(同3.9%減)と、価格競争等により伸び悩みました。その他(医療機器・遺伝子関連等)は、医療機器及び遺伝子検査(LAMP法)試薬の売上が伸長し、42億40百万円(同11.2%増)となりました。

海外向け売上高については、大腸がんスクリーニング検査の拡大に伴い、便潜血検査用試薬・装置の売上が大きく伸長したほか、尿検査用試薬・装置の売上が貢献し、34億98百万円(同29.4%増)となりました。

利益面では、自社製品の製造原価の低減、経費の効率的な使用に努めたことにより、営業利益は35億36百万円(同25.1%増)、経常利益は35億70百万円(同18.5%増)となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失として野木工場の新製造棟建設に伴う解体費用等1億83百万円を計上し、24億29百万円(同15.7%増)となりました。

前連結会計年度まで製品の種別区分の名称として表示しておりました「一般検査用試薬」は当連結会計年度より「尿検査用試薬」に表示を変更しております。これは、表示のみの変更であり、製品の種別区分の内容に変更はありません。

(2)キャッシュ・フロー

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ15億2百万円減少し、当連結会計年度末には50億74百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金は、31億15百万円の増加(前連結会計年度は33億93百万円の増加)となりました。これは主に、退職給付に係る資産の増加により2億24百万円の減少、売上債権の増加により4億81百万円の減少、仕入債務の増加により3億45百万円の増加及び、税金等調整前当期純利益が33億90百万円あったことによります。

なお、減価償却費は14億30百万円発生しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金は、37億37百万円の減少(前連結会計年度は66億52百万円の減少)となりました。これは主に、生産設備等の設備投資による有形固定資産の取得による支出が30億97百万円あったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金は、8億69百万円の減少(前連結会計年度は11億7百万円の減少)となりました。これは主に、配当金の支払が6億94百万円あったことによります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、検査薬事業のみの単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況については製品の種類別区分ごとに記載しております。

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を製品の種類別区分ごとに示すと、次のとおりであります。

製品の種類別区分の名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比(%)
微生物検査用試薬(百万円)	4,075	101.5
尿検査用試薬(百万円)	2,459	97.3
免疫血清学的検査用試薬(百万円)	7,599	106.7
生化学的検査用試薬(百万円)	34	79.8
器具・食品環境関連培地(百万円)	287	91.9
その他(百万円)	650	140.3
合計(百万円)	15,106	104.3

- (注) 1. 金額は、売価換算値で表示しております。
 2. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績を製品の種類別区分ごとに示すと、次のとおりであります。

製品の種類別区分の名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比(%)
微生物検査用試薬(百万円)	558	87.3
尿検査用試薬(百万円)	16	85.8
免疫血清学的検査用試薬(百万円)	7,736	106.5
生化学的検査用試薬(百万円)	306	100.6
器具・食品環境関連培地(百万円)	1,637	90.4
その他(百万円)	2,576	116.3
合計(百万円)	12,832	104.7

- (注) 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

生産計画による見込生産を行っているため、受注生産は行っておりません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を製品の種別区分ごとに示すと、次のとおりであります。

製品の種別区分の名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比(%)
微生物検査用試薬(百万円)	4,603	98.9
尿検査用試薬(百万円)	2,302	107.8
免疫血清学的検査用試薬(百万円)	18,140	104.1
生化学的検査用試薬(百万円)	643	97.6
器具・食品環境関連培地(百万円)	2,233	96.1
その他(百万円)	4,240	111.2
合計(百万円)	32,163	103.7

(注) 1. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
(株)スズケン	4,475	14.4	4,677	14.5
東邦薬品(株)	4,285	13.8	4,564	14.2
アルフレッサ(株)	3,725	12.0	3,594	11.2

3【対処すべき課題】

- (1) 当社グループは、当連結会計年度において、グローバル企業“EIKEN”の実現に向けて、以下の重点課題について、次のように取り組んでまいりました。

グローバル化の推進

前連結会計年度に採用となったフランス政府やスペインのマドリード・バルセロナが実施する大腸がんスクリーニング検査が売上に大きく貢献いたしました。そのほか、北米、アジアでの便潜血検査用試薬・装置の展開、イタリアでの尿検査用試薬・装置の販売拡大に注力いたしました。また、海外市場の尿定性検査事業において、さらなるシェア拡大を図るべく、シスメックス株式会社と業務提携いたしました。

FIND (Foundation for Innovative New Diagnostics) との共同開発として取り組んでおりますLAMP法を用いた結核菌群検出試薬については、グローバル展開に向けて準備を進めました。

独自技術及び研究開発力の強化

当連結会計年度に発売を計画していた迅速検査用試薬や遺伝子検査用試薬、検査装置の開発などを推進いたしました。その結果といたしまして、イムノクロマト法による迅速検査キット(イムノキャッチシリーズ)として、「イムノキャッチ RSV」を2015年8月に、「イムノキャッチ 肺炎球菌」を2016年1月に発売いたしました。さらに、百日咳菌遺伝子検出試薬としては日本で初めての体外診断用医薬品となる「Loopamp百日咳菌検出試薬キットD」を2015年12月に発売いたしました。また、免疫血清学的検査用試薬では、間質性肺炎の検査用試薬「LZテスト‘栄研’ KL-6」を2016年2月に発売いたしました。

生産性の向上

製造原価低減に継続して取り組み、売上原価率は前期比で0.2ポイント低下いたしました。

当社グループは、工場建設、製造設備の更新による生産性の向上に取り組んでおります。当連結会計年度においては、2015年6月に野木事業所内にエネルギー棟を新設したほか、尿検査用試薬等の生産能力増強のため、新規製造設備の導入と新製造棟の建設を開始いたしました。

人財の育成と活用

前連結会計年度において立案した基幹人材育成プログラムに基づき、グローバル人財の育成に向けた研修を実施いたしました。

社会的責任の実践と社会との調和

マイナンバー(社会保障・税番号)制度への対応として、社内の情報管理体制を整備いたしました。コーポレートガバナンス・コードへの対応については、コードの各原則の実施に関する開示や説明についてコーポレートガバナンス報告書に記載し、当社ウェブサイト及び東京証券取引所で閲覧できるよう開示しております。また、一般社団法人日本臨床検査薬協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づいて定めた「医療機関等との関係の透明性に関する指針」に基づき、2014年度分(2014年4月1日から2015年3月31日まで)の医療機関及び医療関係者への資金提供に関する情報を当社ウェブサイトに公開いたしました。

環境マネジメントシステムといたしまして、環境プログラムを作成し、省エネルギー・省資源活動、環境配慮型製品の提供に向けた活動を継続して実施いたしました。

リスクマネジメント活動といたしまして、情報漏洩防止に対するシステム監視を強化するとともに、従業員への指導及び周知徹底を図りました。

- (2) 当社グループは、経営戦略の実行において、以下の点を重点課題として捉え、これらを行動計画に落とし、グローバル企業“EIKEN”の実現に向けて推進してまいります。

国内市場での自社製品のシェアアップ

グローバル展開の加速

研究開発力の強化

経営効率を高めるための基盤整備

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のようなものがあります。

なお、これらのほかにも現在及び将来において、財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性のある様々なリスクが存在しており、ここに記載されたリスクは当社グループのすべてのリスクではありません。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

医療費抑制策

日本では医療費抑制策のため、医療制度改革が継続して実施されております。今後もこれらの医療費抑制策が推進された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

企業間の研究開発・販売競争

当社グループは、迅速かつ効率的な研究開発に努め、新製品開発及び製品の改良を行っておりますが、臨床検査薬業界は技術革新に伴う開発競争が激しく、他社製品との間に研究開発・販売競争が継続的に展開されております。競争の結果によっては財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

品質問題

当社グループは、医薬品医療機器法関連法令及び品質マネジメントシステム（ISO13485）に基づいて、厳格な品質管理のもとに製品の品質保証に取り組んでおります。しかしながら、万一製品に重大な品質問題が発生した場合には、製造中止や回収等の措置を取る可能性があり、売上の減少、コストの増加などにより、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

ITシステム障害

当社グループは、業務上、各種ITシステムを使用しており適切に運用管理しておりますが、災害等のシステム障害や回線障害、あるいはコンピュータウイルスによる障害が発生した場合には、業務に影響を与える可能性があります。

工場の操業停止

当社グループの工場及び製造委託先の工場において、火災、地震等の災害や重大な設備事故、技術上の問題、使用原材料の供給停止等が発生した場合には、事業活動の停止、制約等により製品供給に支障をきたし、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

海外事業展開に関するリスク

当社グループは、販売活動のグローバル展開を積極的に推進しております。これらのグローバル事業を展開するにあたっては、法規制の改正・規制強化、政情不安または経済要因、為替の変動、戦争・テロ・暴動・疫病その他の要因による社会的混乱等のリスクが内在しております。これらの事態が発生した場合には、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

知的財産権に関するリスク

当社グループの製品は、特許、実用新案等によって一定期間保護されております。当社グループでは、特許権、実用新案権を含む知的財産権を厳重に管理し、第三者からの侵害、あるいは当社グループの製品が第三者の知的財産権を侵害するおそれについても常に監視しておりますが、当社グループの保有する知的財産権が第三者から侵害を受けた場合、あるいは当社グループの製品が第三者の知的財産権を侵害した場合には、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

業務提携契約

契約会社名	内容	契約日	有効期限
大塚製薬(株)	臨床検査市場において、両社が競争力を強化し、メリットを享受できるための販売・市場育成、研究開発、技術の相互利用及び、両社の信頼・協力関係を深め、業務提携をより円滑に進めることを目的とする当社への資本参加を含めた業務提携契約。	2006年9月7日	業務提携契約 5年間 期間終了後、1年毎の更新

6【研究開発活動】

「日本経済再生の柱として、医療、医薬品、医療機器を戦略産業として育成する」という政府方針のもとで日本の技術輸出が求められる中、グローバル製品の開発を最重要課題として市場動向の把握に努め、既存の大型製品群の強化充実並びに独自技術と研究開発力の強化による製品開発を推進してまいりました。

遺伝子検査試薬では、FINDとの共同開発による途上国向け結核菌検出試薬として「Loopamp 結核菌群検出試薬キット」と「Loopamp PURE DNA抽出キット」を既に国内で発売しておりますが、世界市場への展開のためWHOの推奨を取得すべく、14か国での追加評価試験データをWHOへ提出いたしました。また、ニプロ株式会社と共同で当社の結核菌群検出試薬とニプロ株式会社の耐性結核菌遺伝子検出試薬をパッケージとしてフィリピン共和国を対象に「日本の技術による新たな結核診断アルゴリズム普及促進事業」を提案し、独立行政法人国際協力機構の「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」に採択されました。そのほか研究用試薬としては、DNA増幅乾燥試薬「LoopampDNA増幅試薬D」およびRNA/DNA増幅乾燥試薬「LoopampRNA/DNA増幅試薬D」を平成27年4月に、さらに百日咳菌遺伝子検出試薬としては、日本ではじめての体外診断用医薬品となる「Loopamp百日咳菌検出試薬キットD」を平成27年12月に発売いたしました。また、「Near the patient」という医療ニーズに対応するための小型全自動遺伝子検査装置および多項目遺伝子検査チップは、まずは呼吸器感染症を対象に早期の製品化を目指して取り組んでおります。

免疫血清学的検査用試薬では、平成24年8月に発売済みの生物発光酵素免疫測定法（BLEIA法）を測定原理とした糞便中のノロウイルス検出試薬につきまして、体外診断用医薬品として製造販売承認を取得し、新たに「BLEIA「栄研」NV」として平成27年8月に発売いたしました。また、間質性肺炎のマーカーであるKL-6を測定するラテックス汎用試薬「LZテスト「栄研」KL-6」を平成28年2月に発売いたしました。

微生物学的検査用試薬では、イムノクロマト法を原理とした迅速検査製品としてRSウイルス検出試薬「イムノキャッチ-RSV」を平成27年8月に、肺炎球菌検出試薬「イムノキャッチ-肺炎球菌」を平成28年1月に発売いたしました。また、動物用体外診断用医薬品として適切な薬剤選択のためのオルビフロキサシン感受性ディスク「VKBディスク「栄研」オルビフロキサシン」を平成28年1月に発売いたしました。

便潜血検査用試薬では、手法法の試薬である「OC-Light S FIT」を米国向けに平成28年1月に発売いたしました。また、大腸がん検診のOTC化および海外展開をにらみ、採便容器からの便希釈液を安全、簡単に滴下できる「H採便容器」を平成27年12月に発売いたしました。

大塚製薬株式会社とは業務提携契約に基づき、両社が補完できる領域を中心に共同開発を引き続き検討中であり、ます。

なお、当連結会計年度における研究開発の総額は22億72百万円となりました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

当社経営陣は、連結財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発資産・負債の開示、並びに報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。経営陣は、貸倒債権、売上戻り品、退職金、投資、偶発事象や訴訟等に関する見積り及び判断に対して、継続して評価を行っております。経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判定しにくい資産・負債の簿価及び収入・費用の報告数字についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の連結財務諸表の作成において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

貸倒引当金

当社グループは、顧客の支払不能時に発生する損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。顧客の財務状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

返品調整引当金

当社グループは、売上げた製品及び商品が、品質上の欠陥等の理由で、販売先から返送される見積額について、返品調整引当金を計上しております。返品調整引当金の見積りは、過去の実績に基づいておりますが、実際の返品率が見積りと異なる場合、見積額の修正が必要となる可能性があります。

退職給付費用

当社においては従業員退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、将来の給与水準、退職率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の収益率などが含まれます。当社の年金制度においては、割引率は日本の国債の市場利回りを参考値として、在籍従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数で算出しております。期待収益率は、年金資産が投資されている資産の種類毎の期待収益率の加重平均に基づいて計算しております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。また、割引率の低下及び年金資産運用での損失は、当社グループの退職給付費用に対して悪影響を及ぼす可能性があります。

投資の減損

当社グループは、取引関係維持のために、特定の顧客及び金融機関の株式を保有しております。これらの株式には価格変動性が高い公開会社の株式と、株価の決定が困難である非公開会社の株式が含まれます。当社グループは投資価値が著しく下落し、回復の見込みがないと判断した場合、投資の減損を計上しております。将来の市況悪化または投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失または簿価の回収不能が発生した場合、評価損の計上が必要となる可能性があります。

固定資産の減損

固定資産については、その資産から将来生み出されると期待される割引前のキャッシュ・フローが帳簿価額を下回っている場合に減損していると判断しております。減損が発生していると判断した場合は、当該資産の帳簿価額が公正価値を超過している額に基づいて損失額を算出しております。

(2) 業績報告

売上高

売上高は321億63百万円（前年同期比3.7%増）、前連結会計年度に比べ11億48百万円の増収となりました。

微生物検査用試薬は46億3百万円（同1.1%減）、尿検査用試薬は23億2百万円（同7.8%増）、免疫血清学的検査用試薬は181億40百万円（同4.1%増）、生化学的検査用試薬は6億43百万円（同2.4%減）、器具・食品環境関連培地は22億33百万円（同3.9%減）、その他（医療機器・遺伝子関連等）は42億40百万円（同11.2%増）となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費

製造原価の低減に努めた結果、売上原価は187億61百万円、売上原価率は58.3%となり、前連結会計年度に比べ0.2ポイント低下いたしました。

販売費及び一般管理費については、全般的な経費の効率的な使用に努め、前連結会計年度に比べ1億74百万円減少し、98億66百万円となりました。

営業利益

売上総利益が5億34百万円増加し、営業利益は前連結会計年度に比べ7億9百万円増加し、35億36百万円となりました。

売上高営業利益率は11.0%となり前連結会計年度に比べ1.9ポイント上昇いたしました。

営業外収益（費用）

営業外収益は90百万円を計上し、前連結会計年度に比べ1億22百万円減少いたしました。

営業外費用は56百万円を計上し、前連結会計年度に比べ30百万円増加いたしました。

経常利益

経常利益は営業外収支で34百万円を計上し、35億70百万円となり、前連結会計年度に比べ5億56百万円増加いたしました。経常利益率は1.4ポイント上昇し、11.1%となりました。

特別利益（損失）

特別利益は2百万円を計上し、前連結会計年度に比べ2百万円減少いたしました。

特別損失は1億83百万円を計上し、前連結会計年度に比べ1億68百万円増加いたしました。

税金等調整前当期純利益

税金等調整前当期純利益は特別収支で1億80百万円減収となり、33億90百万円となりました。

法人税、住民税及び事業税

税金等調整前当期純利益に対する法人税、住民税及び事業税の負担率は前連結会計年度30.09%に対して当連結会計年度が28.34%となり、1.8ポイント低下いたしました。

親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ3億29百万円増加し、24億29百万円となり、当期純利益率としては0.8ポイント上昇し7.6%となりました。

また、1株当たり当期純利益金額は前連結会計年度115円13銭に対し、当連結会計年度は132円85銭となりました。

(3) 資本の財源及び流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当社グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、前連結会計年度より2億77百万円減少し31億15百万円のキャッシュを得ております。これは主に、退職給付に係る資産の増加により2億24百万円の減少、売上債権の増加により4億81百万円の減少、仕入債務の増加により3億45百万円の増加及び、税金等調整前当期純利益が33億90百万円あったことによります。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、当連結会計年度は37億37百万円のキャッシュを使用しております。これは主に、生産設備等の設備投資による有形固定資産の取得による支出が30億97百万円あったことによります。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、当連結会計年度は8億69百万円のキャッシュを使用しております。これは主に、配当金の支払が6億94百万円あったことによります。

これらの活動の結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末の65億77百万円から15億2百万円減少し、50億74百万円となりました。

資金需要

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、当社グループ製品製造のための原材料の購入のほか、製造経費、販売費及び一般管理費の営業費用によるものであります。営業費用の主なものは研究開発費及び人件費、販売促進のためのマーケティング費用であります。当社グループを挙げて売上原価低減及びコスト削減に取り組んでおり、キャッシュ・フローの向上に努めております。

財務政策

当社グループの財務政策における基本方針は、総資産の圧縮及び資本効率の向上による財務体質の強化であり、継続的に実行しております。

また、資金の調達及び運用については、当社グループとして一体となり実行しており当社の信用力を最大限に活用しております。運転資金及び減価償却費の範囲内における設備投資については、基本的に手持資金（利益等の内部留保資金）にて調達しております。なお、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関との間で、総額54億円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。余剰資金の運用については、安全性・流動性の高い金融商品にて実行しております。当社グループの高いキャッシュポジションに対して、今後の効率的・戦略的な資金運用を検討しております。

当社グループは、その健全な財務状態、営業活動によるキャッシュ・フローを生み出す能力、売掛債権信託（債権流動化）及び貸出コミットメント契約により、当社グループの成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備投資資金を調達することが可能と考えております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資総額は、35億30百万円であります。

主な設備投資は、生産設備の拡充に27億99百万円、研究開発設備に3億68百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成28年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	製品の種類別 区分の名称	設備の内容	建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び車両運搬 具 (百万円)	リース資 産 (百万円)	その他 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	合計 (百万円)	従業員数 (人)
野木事業所 (栃木県野木町)	検査薬全般	検査薬全般の 製造、物流及 び研究	3,446	671	19	391	24 (31,497.40)	4,552	251 (163)
那須事業所 (栃木県大田原市)	免疫血清学的 検査用試薬 遺伝子検査用 試薬	免疫血清学的 検査用試薬、 遺伝子検査用 試薬の製造及 び研究	549	316	36	79	931 (74,486.20)	1,913	79 (24)

(2) 在外子会社

(平成28年3月31日現在)

会社名	所在地	製品の種類別 区分の名称	設備の内容	建物及び構築 物 (百万円)	機械装置及び 車両運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)
栄研生物科技(中国) 有限公司	中国 上海市	尿検査用試薬 免疫血清学的 検査用試薬 器具・食品環境 関連培地 遺伝子検査用試 薬	尿検査用試薬、 免疫血清学的 検査用試薬、 器具・食品環境 関連培地、遺伝 子検査用試薬の 製造	505	119	6	632	49 (7)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 野木事業所	栃木県 野木町	検査薬事業	新製造棟建設	3,074	1,273	自己資金	平成27年6月	平成29年12月	-
当社 野木事業所	栃木県 野木町	検査薬事業	尿検査用試薬 製造設備	793	73	自己資金	平成27年4月	平成30年10月	100%増加
当社 那須事業所	栃木県 大田原市	検査薬事業	工場増改築	920	-	自己資金	平成28年6月	平成29年2月	100%増加

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	61,950,000
計	61,950,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月23日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	21,770,719	21,770,719	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100 株であります。
計	21,770,719	21,770,719	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
 平成19年6月21日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	120(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月10日 至平成39年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成38年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成38年7月10日から平成39年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 3. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

平成20年6月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	160(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月9日 至 平成40年7月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成39年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年7月9日から平成40年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。
- 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
- また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じた金額とする。

平成21年5月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	180(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年7月10日 至平成41年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成40年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成40年7月10日から平成41年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。
- 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
- また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じた金額とする。

平成22年5月18日取締役会決議

	事業年度未現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	180(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月9日 至 平成42年7月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成41年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成41年7月9日から平成42年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。
- 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
- また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じた金額とする。

平成23年5月18日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	185(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,500(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月9日 至 平成43年7月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成42年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成42年7月9日から平成43年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

平成24年 5月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日)
新株予約権の数(個)	225 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,500 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年 7月10日 至 平成44年 7月 9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成43年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成43年7月10日から平成44年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じた金額とする。

平成25年5月16日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	245(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,500(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月10日 至 平成45年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成44年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成44年7月10日から平成45年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。
- 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
- また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

平成26年5月16日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	365(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,500(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年7月9日 至平成46年7月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成45年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成45年7月9日から平成46年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じた金額とする。

平成27年5月18日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	385(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,500(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年7月10日 至平成47年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成46年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成46年7月10日から平成47年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年5月9日 (注)	2,000,000	21,770,719	-	6,897	-	7,892

(注) 上記は自己株式の消却によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	34	35	42	149	1	4,360	4,621	-
所有株式数 (単元)	-	69,224	1,677	21,914	47,719	2	77,093	217,629	7,819
所有株式数の割合(%)	-	31.80	0.77	10.07	21.93	0.00	35.43	100.00	-

(注) 自己株式3,474,535株は、「個人その他」に34,745単元及び「単元未満株式の状況」に35株を含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

(平成28年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大塚製薬株式会社	東京都千代田区神田司町2-9	20,000	9.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	19,305	8.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	19,171	8.81
黒住忠夫	東京都小金井市	6,475	2.97
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCROO (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	5,948	2.73
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株 式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	5,500	2.53
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	5,141	2.36
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	3,996	1.84
栄研化学従業員持株会	東京都台東区台東4-19-9	3,655	1.68
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿6-27-30)	3,560	1.64
計	-	92,752	42.60

(注) 1. 上記のほか、自己株式が34,745百株あります。

- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数内訳は、投資信託設定株数14,402百株、年金信託設定株数2,764百株、その他信託株数2,122百株、その他17百株となっております。
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数内訳は、投資信託設定株数10,364百株、年金信託設定株数2,070百株、その他信託株数4,742百株、その他1,995百株となっております。
- 平成27年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、フィデリティ投信株式会社が平成27年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(大量保有報告書に関する変更報告書の内容)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (百株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1	18,266	8.39

- 平成27年10月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社が平成27年10月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(大量保有報告書に関する変更報告書の内容)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (百株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区愛宕2-5-1	16,413	7.54

(8) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,474,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,288,400	182,884	-
単元未満株式	普通株式 7,819	-	-
発行済株式総数	21,770,719	-	-
総株主の議決権	-	182,884	-

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
栄研化学(株)	東京都台東区台東 4-19-9	3,474,500	-	3,474,500	15.96
計	-	3,474,500	-	3,474,500	15.96

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(イ) 平成19年6月12日開催の報酬委員会及び取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、それに代わる株式報酬型ストックオプション制度の導入を決議したことに基づき、平成19年6月21日開催の報酬委員会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従い、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することが決議されております。

決議年月日	平成19年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名（内執行役兼務3名）（注）1 当社執行役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	40,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株1円とする。（注）3
新株予約権の行使期間	平成19年7月10日～平成39年7月9日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役に就任後1年を経過（死亡退任は除く。）した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成38年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成38年7月10日から平成39年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額を1円とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた価額とする。

(口)平成20年6月12日開催の報酬委員会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従い、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)を発行することが決議されております。

決議年月日	平成20年6月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	42,000株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株1円とする。(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月9日～平成40年7月8日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成39年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年7月9日から平成40年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額を1円とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた価額とする。

(八) 平成21年5月19日開催の報酬委員会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従い、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)を発行することが決議されております。

決議年月日	平成21年5月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名(内執行役兼務2名)(注)1 当社執行役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	38,500株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株1円とする。(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年7月10日～平成41年7月9日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成40年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成40年7月10日から平成41年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額を1円とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた価額とする。

(二)平成22年5月18日開催の報酬委員会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従い、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)を発行することが決議されております。

決議年月日	平成22年5月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名(内執行役兼務2名)(注)1 当社執行役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	36,500株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株1円とする。(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年7月9日～平成42年7月8日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成41年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成41年7月9日から平成42年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額を1円とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた価額とする。

(ホ)平成23年5月18日開催の報酬委員会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従い、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)を発行することが決議されております。

決議年月日	平成23年5月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	37,500株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株1円とする。(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年7月9日～平成43年7月8日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成42年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成42年7月9日から平成43年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額を1円とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた価額とする。

(へ)平成24年5月17日開催の報酬委員会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従い、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)を発行することが決議されております。

決議年月日	平成24年5月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	39,000株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株1円とする。(注)3
新株予約権の行使期間	平成24年7月10日～平成44年7月9日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成43年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成43年7月10日から平成44年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額を1円とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた価額とする。

(ト)平成25年5月16日開催の報酬委員会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従い、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)を発行することが決議されております。

決議年月日	平成25年5月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	39,000株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株1円とする。(注)3
新株予約権の行使期間	平成25年7月10日～平成45年7月9日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成44年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成44年7月10日から平成45年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額を1円とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた価額とする。

(チ)平成26年5月16日開催の報酬委員会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従い、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)を発行することが決議されております。

決議年月日	平成26年 5月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	39,200株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株1円とする。(注)3
新株予約権の行使期間	平成26年7月9日～平成46年7月8日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成45年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成45年7月9日から平成46年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額を1円とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた価額とする。

(リ)平成27年5月18日開催の報酬委員会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従い、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)を発行することが決議されております。

決議年月日	平成27年 5月18日
-------	-------------

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	38,500株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株1円とする。(注)3
新株予約権の行使期間	平成27年7月10日～平成47年7月9日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成46年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成46年7月10日から平成47年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額を1円とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた価額とする。

(又)平成28年5月18日開催の報酬委員会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従い、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)を発行することが決議されております。

決議年月日	平成28年5月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名(内執行役兼務1名)(注)1 当社執行役 12名

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	27,500株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株1円とする。(注) 3
新株予約権の行使期間	平成28年7月9日～平成48年7月8日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役に就任後1年を経過（死亡退任は除く。）した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成47年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成47年7月9日から平成48年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額を1円とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数に乗じた価額とする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	56	129,702
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1. 「当事業年度における取得自己株式」及び「当期間における取得自己株式」の内訳は、単元未満株式の買取りであります。

2. 「当期間における取得自己株式」には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	40,200	38,190,000	-	-
保有自己株式数	3,474,535	-	3,474,535	-

(注)1. 当事業年度における「その他」の内訳は、ストックオプションの権利行使(株式数40,200株、処分価格の総額38,190,000円)であります。また、当期間における「その他」の内訳は、単元未満株式の売渡しであります。

2. 当期間における「その他」には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式数は含まれておりません。

3. 当期間における「保有自己株式数」には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し安定した配当政策を実施すること、また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。具体的には、上記方針を踏まえ連結配当性向30%以上の配当を目標といたします。これらの剰余金の配当の決定機関については、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり20円とさせていただきます。すでに平成27年12月1日に中間配当金20円をお支払いいたしましたので、年間配当金といたしましては1株当たり40円となります。

次期の1株当たり配当金につきましては、普通配当金として、中間配当金20円、期末配当金20円を予定しております。

内部留保金につきましては、中長期的な視点にたつて、経営基盤の強化を目指して研究開発や設備投資及び経営効率の向上のための投資等に有効活用してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年10月23日 取締役会決議	365	20
平成28年4月27日 取締役会決議	365	20

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	1,150	1,370	2,766	2,197	2,735
最低(円)	926	1,007	1,212	1,556	1,902

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月	平成28年2月	平成28年3月
最高(円)	2,235	2,315	2,298	2,537	2,551	2,398
最低(円)	1,967	2,108	2,037	2,020	1,941	2,027

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性18名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	-	寺本 哲也	昭和22年9月28日生	昭和45年3月 当社入社 平成8年4月 研究開発統括部長 平成8年6月 当社取締役就任 平成14年6月 マーケティング統括部長 平成17年6月 当社常務執行役就任 平成17年6月 営業担当兼営業統括部長兼 マーケティング統括部長 平成18年6月 当社専務執行役就任 平成19年4月 当社代表執行役社長就任 平成20年1月 栄研生物科技(中国)有限公司 董事長就任 平成26年6月 当社代表執行役会長就任 平成26年6月 東ソー株式会社社外監査役就 任(現任) 平成28年6月 当社取締役会長就任(現任)	(注3)	66
取締役	-	和田 守史	昭和29年10月8日生	昭和53年3月 当社入社 平成17年4月 生産統括部生産企画管理室長 兼調達部長 平成18年6月 当社執行役就任 平成19年4月 生産統括部野木工場長 平成19年5月 生産統括部東金工場長 平成23年4月 当社常務執行役就任 平成23年6月 当社取締役就任(現任) 平成24年4月 営業統括部長 平成26年6月 当社代表執行役社長就任(現 任)	(注3)	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	-	入澤 武久	昭和40年6月1日生	平成14年10月 弁護士登録(現在に至る) 入澤法律事務所パートナー就任 平成20年6月 明星電気株式会社社外監査役就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注3)	-
取締役	-	内山田 邦夫	昭和26年1月8日生	昭和50年4月 警察庁入庁 平成10年8月 警察庁警備局外事課長 平成14年8月 警察庁首席監察官 平成15年6月 広島県警察本部長 平成18年1月 関東管区警察局長 平成19年2月 警察大学校長 平成20年3月 警察大学校長退任 平成20年4月 株式会社神戸製鋼所常任顧問 平成20年4月 シンフォニアテクノロジー株式会社顧問(現任) 平成23年7月 警察政策学会非常勤理事就任 平成24年4月 公益財団法人日工組社会安全財団非常勤理事 平成27年6月 当社取締役就任(現任) 平成28年4月 株式会社神戸製鋼所顧問(現任)	(注3)	-
取締役	-	野村 滋	昭和27年9月11日生	昭和50年11月 アーンストアンドウィニー(現アーンストアンドヤング)東京事務所入所 昭和54年2月 公認会計士登録(現在に至る) 昭和63年4月 アーンストアンドヤング税理士事務所(現EY税理士法人)パートナー 平成11年12月 同法人総括代表社員 平成23年7月 野村滋公認会計士事務所開設(現任) 平成24年4月 株式会社K-GOLDインターナショナル監査役(現任) 平成24年7月 特定非営利活動法人ビュー・コミュニケーションズ監事(現任) 平成26年9月 積水ハウス・リート投資法人監督役員(現任) 平成27年6月 当社取締役就任(現任)	(注3)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	-	箱崎 幸也	昭和29年10月17日生	昭和58年6月 自衛隊富士病院 昭和62年8月 自衛隊中央病院消化器内科医 長 平成9年10月 同病院研究検査部検査課長・ 内視鏡室長 平成12年8月 自衛隊阪神病院第一内科部長 兼健康管理センター長 平成16年8月 陸上自衛隊西部方面隊總監部 医務官 平成18年12月 自衛隊中央病院第一内科部長 (診療幹事) 平成26年10月 退官 平成26年11月 医療法人社団元気会横浜病院 院長(現任) 平成27年6月 当社取締役就任(現任)	(注3)	-
取締役	-	勝又 淳旺	昭和22年9月28日生	昭和47年4月 東京電力株式会社入社 平成11年6月 同社東京支店上野支社長 平成15年6月 同社理事 本店光ネットワー ク・カンパニー・プレジデ ント 平成16年6月 同社執行役員 本店光ネット ワーク・カンパニー・プレジ デント 平成18年6月 東光電気株式会社(現 株式 会社東光高岳)常務取締役 平成19年6月 同社代表取締役専務取締役 平成24年6月 同社顧問 平成26年7月 株式会社ワイ・デー・ケーコ ミュニケーションズ顧問 平成27年3月 株式会社エバーグリーンエナ ジーニシアティブ代表取締 役(現任) 平成27年6月 株式会社ワイ・デー・ケー非 常勤取締役(現任) 平成28年6月 当社取締役就任(現任)	(注3)	-
計						68

(注) 1. 入澤武久、内山田邦夫、野村滋、箱崎幸也及び勝又淳旺の5氏は、社外取締役であります。

2. 当社の委員会体制は下記のとおりであります。

指名委員会 委員 入澤武久、勝又淳旺、寺本哲也

報酬委員会 委員 野村滋、箱崎幸也、和田守史

監査委員会 委員 内山田邦夫、野村滋、寺本哲也

3. 平成28年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表執行役 社長	-	和田 守史	(1)取締役の状況参照	同 左	(注)	同 左
常務執行役	研究開発統括部長	荒川 正明	昭和29年11月9日生	昭和52年4月 当社入社 平成14年4月 マーケティング統括部第一部長 平成19年4月 マーケティング推進室長 平成20年4月 当社執行役就任 平成20年4月 営業統括部 マーケティング推進室長 平成22年4月 経営戦略室長 平成23年4月 経営戦略室経営戦略一部長 平成26年6月 当社取締役就任 平成26年6月 当社常務執行役就任(現任) 平成26年6月 研究開発統括部長(現任) 平成26年6月 生産統括部長	(注)	24
常務執行役	経営管理統括部長	塩田 勝	昭和28年9月30日生	昭和52年4月 当社入社 平成13年4月 経理部長 平成20年4月 当社執行役就任 平成20年4月 経理総務室長 平成22年4月 社長室長 平成22年6月 株式会社栄研ミリオンスタッフ代表取締役社長就任 平成25年4月 社長室情報システム部長 平成26年6月 当社常務執行役就任(現任) 平成26年6月 経営管理統括部長(現任) 平成26年6月 経営企画部長	(注)	41
執行役	研究開発統括部 生物化学第二研究所長	納富 継宣	昭和33年5月7日生	昭和56年4月 当社入社 平成13年5月 DUGユニット技術開発部長 平成17年10月 研究開発統括部生物化学研究所副所長 平成21年4月 研究開発統括部生物化学研究所長 平成21年4月 当社執行役就任(現任) 平成23年4月 研究開発統括部生物化学第二研究所長(現任) 平成25年4月 研究開発統括部生物化学第二研究所第二部長	(注)	-
執行役	中国事業室長	野口 典久	昭和36年2月22日生	昭和59年3月 当社入社 平成16年4月 営業統括部東日本営業部東京第三営業所長 平成21年4月 営業統括部大阪営業所長 平成24年4月 当社執行役就任(現任) 平成24年4月 営業統括部マーケティング推進室長兼機器システム部長 平成26年6月 中国事業室長(現任) 平成26年6月 栄研生物科技(中国)有限公司 董事長就任(現任)	(注)	67

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
執行役	信頼性保証統括部長	定本 伸也	昭和36年10月12日生	昭和59年3月 当社入社 平成21年4月 研究開発統括部生物化学研究所第三部長 平成23年4月 研究開発統括部生物化学第一研究所第三部長 平成24年4月 当社執行役就任(現任) 平成24年4月 研究開発統括部生物化学第一研究所長 平成26年6月 研究開発統括部開発部長 平成27年4月 信頼性保証統括部長(現任)	(注)	-
執行役	生産統括部 那須工場長	上田 和久	昭和33年10月19日生	昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 生産統括部野木工場品質管理部長 平成25年4月 当社執行役就任(現任) 平成25年4月 生産統括部野木工場長 平成27年4月 生産統括部那須工場長(現任)	(注)	22
執行役	営業統括部長	関口 豊	昭和30年8月13日生	昭和49年3月 当社入社 平成23年4月 営業統括部国内営業室長 平成26年6月 当社執行役就任(現任) 平成26年6月 営業統括部長(現任)	(注)	-
執行役	研究開発統括部 生物化学第一研究所長	和田 博	昭和32年4月8日生	昭和56年4月 当社入社 平成21年4月 研究開発統括部生物化学研究所副所長 平成25年4月 機器開発室長 平成26年6月 当社執行役就任(現任) 平成26年6月 研究開発統括部機器開発室長 平成26年6月 機器開発部長 平成27年4月 研究開発統括部生物化学第一研究所長(現任)	(注)	-
執行役	生産統括部長兼 野木工場長	阿部 克司	昭和32年6月19日生	昭和57年4月 当社入社 平成21年4月 生産統括部那須工場製造部長 平成25年4月 生産統括部那須工場長 平成26年6月 当社執行役就任(現任) 平成27年4月 生産統括部野木工場長(現任) 平成28年4月 生産統括部長(現任)	(注)	-
執行役	海外事業室長兼 企画営業二部長 兼企画管理部長	渡 一	昭和35年10月17日生	昭和60年3月 当社入社 平成25年4月 経営戦略室経営企画部長 平成26年6月 営業統括部海外営業室企画営業一部長 平成26年6月 営業統括部海外営業室長 平成26年6月 海外事業室企画管理部長(現任) 平成27年4月 当社執行役就任(現任) 平成27年4月 海外事業室企画営業二部長(現任) 平成28年4月 海外事業室長(現任)	(注)	32

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
執行役	経営管理統括部 副統括部長	柘植 晴文	昭和32年4月2日生	昭和55年4月 当社入社 平成17年4月 研究開発統括部製品企画開発 室第一部長 平成19年4月 生物化学研究所蛋白工学部長 平成21年4月 生物化学研究所第4部長 平成25年4月 経営戦略室製品企画部長 平成26年6月 営業統括部マーケティング推 進室MKT一部長 平成27年4月 経営管理統括部副統括部長 (現任) 平成27年4月 経営管理統括部経営企画部長 平成28年4月 当社執行役就任(現任)	(注)	29
計						217

(注) 平成28年6月22日の定時株主総会終結後最初に開催された取締役会の終結の時から1年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 企業統治の体制

企業統治の体制の概要

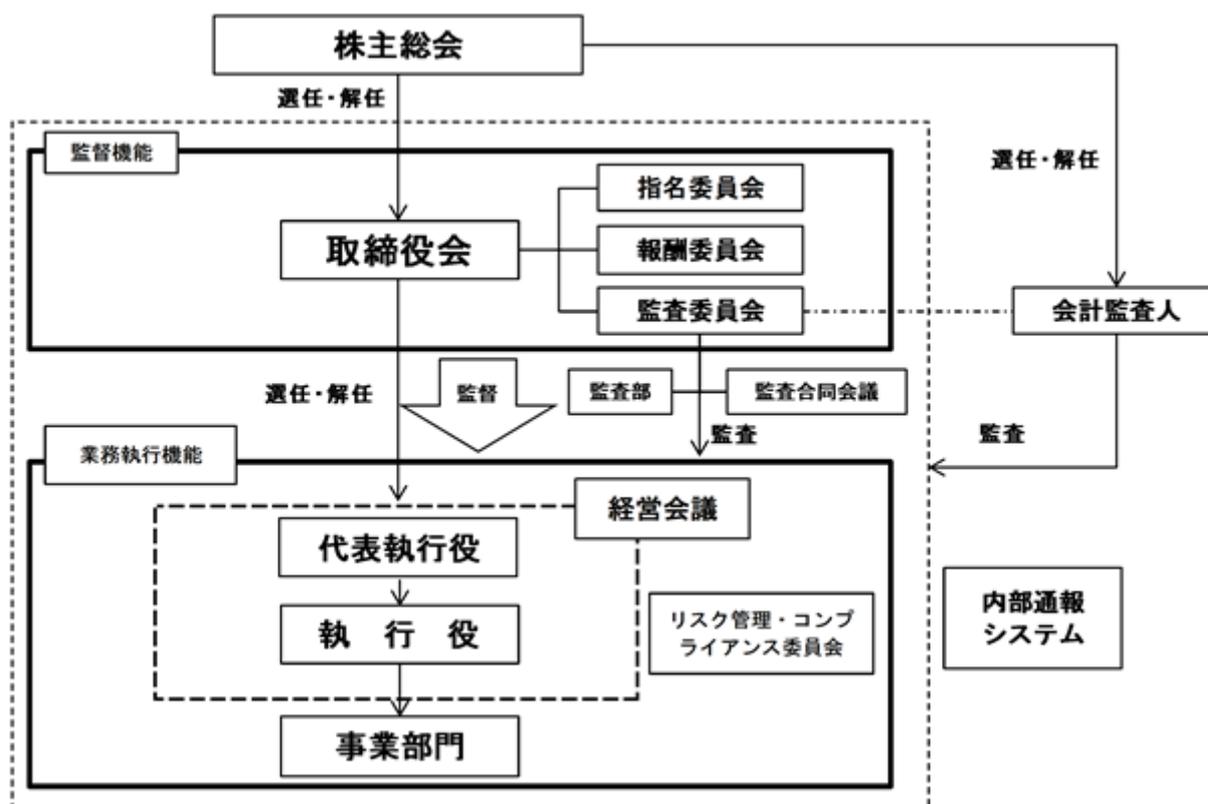
当社は、経営の健全化、経営の迅速化及び透明性を高め、企業価値の向上を図るためにも、株主の視点を重視したコーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと認識し、その取り組みを行っております。

当社は、指名委員会等設置会社の体制を採用しており、経営の業務執行機能と監督機能を分離しております。経営の基本方針に係わる重要事項については、取締役会の審議を経て決定し、業務執行については、社内規則・規程に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑に行っております。

企業統治の体制を採用する理由

当社は、指名委員会等設置会社の体制をとることにより、執行役による迅速な経営判断・業務執行の実現を図るとともに、取締役会及び3委員会（指名委員会・報酬委員会・監査委員会）において、業務執行の効率性を継続的に監視し、透明性及び公平性の高い経営の実現を図っております。取締役会は、法令の範囲内で職務権限を執行役に委任し、経営の基本方針に関わる重要事項の決定及び業務執行状況の監督に注力しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、下記のとおりであります。



内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社の内部統制システム及びリスク管理体制整備の基本方針は以下のとおりであります。

ア．監査委員会の職務の執行のために必要な事項

a. 当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項

当社は、当社監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を監査部が担当する。

b. 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、監査部に所属する使用人について、当社執行役からの独立性を確保する。転入・転出については、あらかじめ監査委員会の承認を得て決定し、また、人事考課及び給与については、その職務をもって使用人が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。

c. 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないことを確保するものとする。監査部に所属する使用人は、その職務を遂行するうえで社内または社外から不当な制約を受けた時は、当社監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名する監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めなければならない。

d. 当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制

当社は、当社監査委員会に報告する事項を社内規則（「監査委員会等への情報報告に関する規則」）に定め、当社取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告をするものとする。

また、当社監査委員会委員は、当社取締役会など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議において、各部門から報告を受ける。なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けている。

e. 当社監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査委員会は、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。

f. 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他社外の専門家に対して助言、調査、鑑定その他の事務を委託するとき、または着手金等の前払及び事後的に発生した費用等の償還その他の費用に関する請求があった時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用の支払または債務処理を行わなければならない。

g. その他当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査委員会委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。また、監査合同会議により監査の実効性確保を確認するとともに必要に応じて会計監査人との連携を確保する。

イ. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制

a. 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、執行役の業務執行に係る情報、議事録及び関連資料、その他重要な情報・文書等の保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

b. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）の事業推進に伴う損失の危険（以下、「リスク」という）は、当社グループのリスク管理を体系的に定める「栄研グループ・リスク管理規程」を制定し、リスク管理・コンプライアンス委員会で継続的に把握・管理する。

また、全社的なリスクの総括を職務とするリスク管理担当執行役は、同規程に基づき有事の際に迅速かつ適切な情報伝達と緊急対策体制を整備する。

c. 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営の基本方針に係る重要事項については、当社取締役会の審議を経て執行決定を行う。業務執行については、「執行役規則」及び「職務権限規程」に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。

取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとして、業務執行の効率性を継続的に監視する。

また、子会社においても職務権限を定め、効率的に業務の執行を行う。

なお、当社監査委員会は、当社及び子会社から成る栄研グループにおける業務の適正確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行う。

d. 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社を担当する執行役は、子会社の自主性及び自立性を尊重したうえで、重要性等に応じ、当社代表執行役に報告する。

e. 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範として「栄研グループ・ビジネス行動規程」及び「栄研グループ・コン

「プライアンス規程」を制定し、「職務権限規程」と併せて、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行う。

また、リスク管理・コンプライアンス委員会、その下部機構であり事業所及び子会社単位の実行組織としてリスク管理・コンプライアンス推進委員会を設置し、企業倫理・法令遵守を推進するとともに監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視する。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社執行役が子会社役員を兼任することにより子会社の運営・管理を行うとともに、定期的取締役会及び経営会議に業績及び運営・管理の状況を報告することにより、子会社の業務の適正を確保しております。

(2) 内部監査及び監査委員会の状況

当社の内部監査につきましては、監査委員会と内部監査部門の連携の下に、定期的に監査合同会議を開催し、各部門から報告を受けております。

監査委員会につきましては、取締役3名で構成されており、当社並びに子会社からなる栄研グループにおける業務の適正確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行っております。監査委員は、業務の執行状況を把握するために取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるとともに、監査合同会議により各部門からの報告を受けて監査の実効性確保を確認して、監査業務を行っております。なお、監査委員野村滋氏は、公認会計士の資格を有しております。また、監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を監査部2名が担当しております。

監査委員会は、会計監査人より監査及び四半期レビューの年間計画及び各四半期・事業年度の監査結果報告を受けるなど、会計監査人との連携を図っております。

(3) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び提出会社に係る継続監査年数並びに会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

なお、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士13名、その他23名であります。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木 聡	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 伊東 朋	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 同監査法人は、すでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

(4) 社外取締役

当社の取締役7名のうち、社外取締役は以下の5名であります。

氏名	相手先及び役職名	当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
入澤 武久	弁護士 入澤法律事務所 明星電気(株) 社外監査役	当社は入澤武久氏の所属する入澤法律事務所に所属する他の弁護士と法律に関する顧問契約を結んでおりますが、その額は480万円と軽微であり、当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。
内山田 邦夫	シンフォニアテクノロジー(株)顧問 (株)神戸製鋼所顧問	ありません。なお、当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。
野村 滋	公認会計士 野村滋公認会計士事務所 (株)K-GOLDインターナショナル監査役 特定非営利活動法人ビュー・コミュニケーションズ監事 積水ハウス・リート投資法人監督役員	ありません。なお、当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。
箱崎 幸也	医師 医療法人社団元気会横浜病院院長	ありません。なお、当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。
勝又 淳旺	(株)エバグリーンエナジーイニシアティブ代表取締役 (株)ワイ・デー・ケー非常勤取締役	ありません。なお、当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。

社外取締役入澤武久は、弁護士として、その経歴を通じて培われた法律の専門家としての知識・経験を有しており、社外取締役として適任であると考えております。

社外取締役内山田邦夫は、長年警察行政に携わった経歴からコンプライアンスやリスク管理に関する専門的な知識・経験を有しており、社外取締役として適任であると考えております。

社外取締役野村滋は、公認会計士として、その経歴を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識・経験を有しており、社外取締役として適任であると考えております。

社外取締役箱崎幸也は、医師として、その経歴を通じて培われた知識・経験及び医薬業界に関する高い見識を有しており、社外取締役として適任であると考えております。

社外取締役勝又淳旺は、長年企業経営に携わった経歴から経営に関する高い見識を有しており、社外取締役として適任であると考えております。

社外取締役5名は、業務執行を行う経営陣と直接の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、社外取締役は、指名・監査・報酬の各委員会の委員を兼任しており、取締役会及び各委員会において当社から独立した立場で、当社の経営と執行の監督及び当社のコーポレート・ガバナンスに対して適宜、有益な助言・提言を行っております。

なお、監査委員を兼任する社外取締役は、「(2) 内部監査及び監査委員会の状況」に記載のとおり、内部監査部門及び会計監査人と連携を図っております。また、リスク管理・コンプライアンス委員会より定期的に報告を受け、当社のリスク及びその対応に関して継続的に把握しております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準を下記のとおり定めております。

「社外取締役の独立性に関する基準」

当社の社外取締役が独立性を有していると認められる場合には、以下の何れにも該当してはならない。

1. 法令に定める要件に該当しない者
2. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上または年間1億円の何れか高い方の支払を当社から受けた者）
3. 当社の主要取引先である者（当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の支払または当社の当該年度の連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている者）
4. 当社から役員報酬以外に、一定額（注1）以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家、およびその他の専門家
5. 当社から一定額（注1）を超える寄付または助成を受けている者
6. 当社大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）
7. 当社の監査法人に属する者
8. 当社の業務執行者（注2）が他の会社にて社外役員に就いている、または就いていた場合における当該他の会社の業務執行者（注2）
9. 上記2～6に該当する者が法人・組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者（注2）
10. 過去3年間に於いて上記2～9の何れかに該当していた者
11. 上記2～10に該当する者が重要な者（注3）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

（脚注）

注1：一定額とは、年間10百万円とする。

注2：業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事（外部理事を除く）、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。

注3：重要な者とは取締役、執行役、執行役員、その他重要な使用人をいう。

以 上

（5）役員報酬等

報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

イ 基本方針

取締役及び執行役の報酬決定の基準は、当社グループの業績向上の意欲を高め、株主価値の増大に資する目的で、各人の役位・担当執行業務に応じた職責、当社業績、経営環境、世間水準等を考慮のうえ決定いたします。

ロ 具体的方針

取締役及び執行役の報酬は「固定報酬」「業績連動報酬」「株式報酬型ストックオプション」で構成され具体的には以下のとおりであります。

（イ）固定報酬

固定報酬は取締役・執行役の別、役位及び職務の内容に応じて一定の額を毎月支払います。

（ロ）業績連動報酬

業績報酬部分は常勤の取締役・執行役に対して支給し、その額は当事業年度の会社業績、財務状況、経営環境により総額を決定し、さらに執行役に対しては個人ごとの担当職務に対する業績を評価し支給します。

（ハ）株式報酬型ストックオプション

常勤の取締役・執行役に対して、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、株主の皆様とリスク・リターンを共有化し企業価値をより一層高めることを目的として、役位及び職務の内容に応じて新株予約権を割当てます。新株予約権の発行総数は上限を設けて実施いたします。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	17	16	0	4
執行役	255	186	69	13
社外取締役	33	33	-	6

- (注) 1 . 執行役を兼務する取締役3名の報酬等の額は、取締役としての報酬等と執行役としての報酬等を区分した上で、それぞれの報酬等の額に含めて表示しております。
- 2 . 執行役の支給額には、使用人兼務執行役の使用人分給与は含まれておりません。
- 3 . 上記には、平成27年6月23日をもって退任した取締役3名を含んでおります。
- 4 . 上記の支給額のほか、平成27年6月23日をもって退任した取締役3名に支払った役員退職慰労金打切支給の過年度確定額は総額270百万円(うち社外取締役2名に対し2百万円)であります。
- 5 . 上記(注)4は、平成19年6月12日開催の報酬委員会及び取締役会における役員退職慰労金制度廃止及び役員退職慰労金打切支給の決議によるものであります。

(6) 株式の保有状況

上場株式の政策保有に関する方針

当社は、営業活動の円滑な推進、取引関係維持、業務及び資本提携のため、合理性があると認める場合に限り、取引先の株式を保有し、これら政策保有株式について、当事業の発展に資すると判断する限り保有を継続することを基本方針としております。毎年、取締役会にて保有の合理性を確認し、保有する意義の乏しい銘柄については、株価動向等を勘案した上で売却いたします。

政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権について、当該企業のコーポレートガバナンスの整備状況、株主価値の向上に資する議案であるか、当社に与える影響等を総合的に判断して行使しております。

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

17銘柄

306百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)免疫生物研究所	125,000	135	営業活動の円滑な推進のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	62,000	47	取引関係維持のため
(株)ファルコホールディングス	26,000	36	営業活動の円滑な推進のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	154,540	33	取引関係維持のため
新洋化学薬品(株)	18,560	26	営業活動の円滑な推進のため
IDACセラノスティクス(株)	40	20	業務及び資本提携のため
みらかホールディングス(株)	3,643	21	営業活動の円滑な推進のため
第一生命保険(株)	10,100	17	取引関係維持のため
(株)スズケン	2,178	8	営業活動の円滑な推進のため
(株)ユニマット リタイアメント・コミュニティ	3,000	3	営業活動の円滑な推進のため
日水製薬(株)	1,464	2	営業活動の円滑な推進のため
東邦ホールディングス(株)	752	1	営業活動の円滑な推進のため
(株)ビジネスブレイン太田昭和	1,100	1	営業活動の円滑な推進のため
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	1,050	0	営業活動の円滑な推進のため
財形住宅金融(株)	2	0	営業活動の円滑な推進のため
(株)協和	4,400	0	営業活動の円滑な推進のため
(株)シームス	500	0	業務及び資本提携のため

当事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)免疫生物研究所	125,000	117	営業活動の円滑な推進のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	62,000	33	取引関係維持のため
(株)ファルコホールディングス	26,000	35	営業活動の円滑な推進のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	154,540	27	取引関係維持のため
新洋化学薬品(株)	18,560	23	営業活動の円滑な推進のため
IDACセラノスティクス(株)	40	20	業務及び資本提携のため
みらかホールディングス(株)	3,643	17	営業活動の円滑な推進のため
第一生命保険(株)	10,100	14	取引関係維持のため
(株)スズケン	2,395	9	営業活動の円滑な推進のため
(株)ユニマット リタイアメント・コミュニティ	3,000	1	営業活動の円滑な推進のため
日水製薬(株)	1,464	1	営業活動の円滑な推進のため
東邦ホールディングス(株)	752	1	営業活動の円滑な推進のため
(株)ビジネスブレイン太田昭和	1,100	1	営業活動の円滑な推進のため
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	1,050	0	営業活動の円滑な推進のため
財形住宅金融(株)	2	0	営業活動の円滑な推進のため
(株)協和	4,400	0	営業活動の円滑な推進のため
(株)シームス	500	0	業務及び資本提携のため

(7) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とし、取締役のうち2名以上は社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。)とする旨定款に定めております。

(8) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役6名(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償金を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(9) 取締役の選任決議要件

当社は、取締役は株主総会の決議によって選任し、その選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、取締役の選任決議は累積投票によらないものとしております。

(10) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(11) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

(12) 取締役及び執行役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)及び執行役(執行役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(13) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(14) 取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合の事項及びその理由

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によって定めない旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	36	-	36	-
連結子会社	-	-	-	-
計	36	-	36	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

定めておりません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表及び第78期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、前記機構の主催する研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,590	8,245
受取手形及び売掛金	9,756	10,233
リース投資資産	225	196
商品及び製品	3,255	3,086
仕掛品	920	1,020
原材料及び貯蔵品	790	805
繰延税金資産	394	358
その他	352	682
流動資産合計	25,285	24,627
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	14,537	14,902
減価償却累計額	10,286	10,186
建物及び構築物(純額)	4,251	4,715
機械装置及び運搬具	5,071	5,317
減価償却累計額	4,138	4,209
機械装置及び運搬具(純額)	933	1,108
工具、器具及び備品	3,270	3,428
減価償却累計額	2,714	2,759
工具、器具及び備品(純額)	556	669
土地	1,006	995
リース資産	816	737
減価償却累計額	446	398
リース資産(純額)	370	338
建設仮勘定	0	1,239
有形固定資産合計	7,118	9,067
無形固定資産	561	637
投資その他の資産		
投資有価証券	443	391
長期預金	2,900	2,900
退職給付に係る資産	207	257
繰延税金資産	230	161
その他	1,156	1,230
貸倒引当金	6	6
投資その他の資産合計	4,930	4,934
固定資産合計	12,610	14,639
資産合計	37,895	39,266

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,964	4,136
電子記録債務	2,516	2,689
リース債務	382	347
未払法人税等	511	426
賞与引当金	684	699
返品調整引当金	4	4
その他	1,932	1,805
流動負債合計	9,995	10,109
固定負債		
リース債務	596	568
環境対策引当金	3	0
資産除去債務	34	33
その他	625	353
固定負債合計	1,260	956
負債合計	11,255	11,065
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,897	6,897
資本剰余金	7,892	7,892
利益剰余金	14,838	16,571
自己株式	3,339	3,301
株主資本合計	26,289	28,060
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	150	119
為替換算調整勘定	276	148
退職給付に係る調整累計額	267	350
その他の包括利益累計額合計	160	82
新株予約権	190	224
純資産合計	26,639	28,201
負債純資産合計	37,895	39,266

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	31,014	32,163
売上原価	18,147	18,761
売上総利益	12,867	13,402
返品調整引当金戻入額	5	4
返品調整引当金繰入額	4	4
差引売上総利益	12,868	13,402
販売費及び一般管理費	2,310,041	2,399,866
営業利益	2,826	3,536
営業外収益		
受取利息	11	7
受取配当金	4	4
受取賃貸料	21	19
為替差益	74	-
補助金収入	14	-
為替変動調整受取	40	17
その他	46	41
営業外収益合計	213	90
営業外費用		
支払利息	8	9
コミットメントフィー	2	3
減価償却費	9	9
為替差損	-	29
その他	5	5
営業外費用合計	26	56
経常利益	3,013	3,570
特別利益		
固定資産売却益	41	42
関係会社清算益	4	-
特別利益合計	5	2
特別損失		
固定資産除売却損	514	5183
特別損失合計	14	183
税金等調整前当期純利益	3,004	3,390
法人税、住民税及び事業税	938	809
法人税等調整額	34	151
法人税等合計	904	960
当期純利益	2,100	2,429
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	2,100	2,429

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	2,100	2,429
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	24	31
為替換算調整勘定	159	128
退職給付に係る調整額	457	82
その他の包括利益合計	1,642	1,243
包括利益	2,742	2,186
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,742	2,186
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,897	7,892	13,178	3,399	24,568
会計方針の変更による累積的影響額			238		238
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,897	7,892	13,417	3,399	24,807
当期変動額					
剰余金の配当			674		674
親会社株主に帰属する当期純利益			2,100		2,100
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分			4	60	55
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,421	60	1,481
当期末残高	6,897	7,892	14,838	3,339	26,289

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	125	117	725	482	191	24,278
会計方針の変更による累積的影響額						238
会計方針の変更を反映した当期首残高	125	117	725	482	191	24,516
当期変動額						
剰余金の配当						674
親会社株主に帰属する当期純利益						2,100
自己株式の取得						0
自己株式の処分						55
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24	159	457	642	0	641
当期変動額合計	24	159	457	642	0	2,123
当期末残高	150	276	267	160	190	26,639

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,897	7,892	14,838	3,339	26,289
当期変動額					
剰余金の配当			694		694
親会社株主に帰属する当期純利益			2,429		2,429
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分			2	38	36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,732	38	1,770
当期末残高	6,897	7,892	16,571	3,301	28,060

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	150	276	267	160	190	26,639
当期変動額						
剰余金の配当						694
親会社株主に帰属する当期純利益						2,429
自己株式の取得						0
自己株式の処分						36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31	128	82	243	33	209
当期変動額合計	31	128	82	243	33	1,561
当期末残高	119	148	350	82	224	28,201

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,004	3,390
減価償却費	1,253	1,430
返品調整引当金の増減額（は減少）	0	0
環境対策引当金の増減額（は減少）	1	2
賞与引当金の増減額（は減少）	15	15
退職給付に係る資産の増減額（は増加）	218	224
株式報酬費用	54	69
受取利息及び受取配当金	15	12
支払利息	8	9
為替差損益（は益）	36	1
有価証券評価損益（は益）	2	-
有形固定資産除売却損益（は益）	7	180
関係会社清算損益（は益）	4	-
売上債権の増減額（は増加）	504	481
たな卸資産の増減額（は増加）	3	46
その他の流動資産の増減額（は増加）	226	330
投資その他の資産の増減額（は増加）	32	14
仕入債務の増減額（は減少）	183	345
その他の流動負債の増減額（は減少）	43	467
その他	171	64
小計	4,211	4,045
利息及び配当金の受取額	14	12
利息の支払額	9	9
法人税等の支払額	835	932
法人税等の還付額	12	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,393	3,115
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	100	-
有形固定資産の取得による支出	1,048	3,097
有形固定資産の売却による収入	4	14
無形固定資産の取得による支出	116	206
固定資産の除却による支出	-	103
投資有価証券の取得による支出	86	-
定期預金の預入による支出	5,803	3,170
定期預金の払戻による収入	500	3,000
その他の支出	212	200
その他の収入	11	26
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,652	3,737
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	270	-
自己株式の買取・処分による収入及び支出	0	0
配当金の支払額	674	694
その他	162	174
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,107	869
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	11
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,362	1,502
現金及び現金同等物の期首残高	10,940	6,577
現金及び現金同等物の期末残高	16,577	15,074

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称 1社

栄研生物科技(中国)有限公司

(2) 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である栄研生物科技(中国)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算(仮決算)を実施する方法によって作成しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

b. その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等(株式については決算日前1ヶ月の市場価格の平均)に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

商品、製品、原材料及び仕掛品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 4年～10年

工具、器具及び備品 5年～8年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金

当連結会計年度の売上高に対して予想される返品損失に備えるため、将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル(PCB)の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建買入債務

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資等からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ・（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「長期未払金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「長期未払金」に表示しておりました317百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,400百万円	5,400百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	5,400百万円	5,400百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(洗替法による戻入額相殺後の額)が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
	1百万円	41百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
給料	2,149百万円	2,133百万円
賞与引当金繰入額	384百万円	389百万円
退職給付費用	253百万円	190百万円
研究開発費	2,456百万円	2,272百万円

- 3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
	2,456百万円	2,272百万円

- 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
工具、器具及び備品	1百万円	0百万円
土地	- 百万円	2百万円
計	1百万円	2百万円

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	6百万円	44百万円
機械装置及び運搬具	4百万円	3百万円
工具、器具及び備品	3百万円	31百万円
解体撤去費用	- 百万円	103百万円
計	14百万円	183百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	27百万円	50百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	27	50
税効果額	2	19
その他有価証券評価差額金	24	31
為替換算調整勘定：		
当期発生額	159	128
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	560	173
組替調整額	171	64
税効果調整前	731	109
税効果額	273	26
退職給付に係る調整額	457	82
その他の包括利益合計	642	243

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	21,770,719	-	-	21,770,719
合計	21,770,719	-	-	21,770,719
自己株式				
普通株式(注)	3,578,069	169	63,559	3,514,679
合計	3,578,069	169	63,559	3,514,679

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取りによる増加169株であり、減少63,559株はストックオプションの権利行使による減少63,500株、単元未満株式の買増請求による減少59株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	190
合計		-	-	-	-	-	190

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年4月28日取締役会	普通株式	363	20	平成26年3月31日	平成26年6月3日
平成26年10月23日取締役会	普通株式	310	17	平成26年9月30日	平成26年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年4月27日取締役会	普通株式	328	利益剰余金	18	平成27年3月31日	平成27年6月4日

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	21,770,719	-	-	21,770,719
合計	21,770,719	-	-	21,770,719
自己株式				
普通株式（注）	3,514,679	56	40,200	3,474,535
合計	3,514,679	56	40,200	3,474,535

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加56株は、単元未満株式の買取りによる増加56株であり、減少40,200株はストックオプションの権利行使による減少40,200株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	224
	合計	-	-	-	-	-	224

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年4月27日取締役会	普通株式	328	18	平成27年3月31日	平成27年6月4日
平成27年10月23日取締役会	普通株式	365	20	平成27年9月30日	平成27年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年4月27日取締役会	普通株式	365	利益剰余金	20	平成28年3月31日	平成28年6月3日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	9,590百万円	8,245百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,012百万円	3,170百万円
現金及び現金同等物	6,577百万円	5,074百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

研究開発設備及び事務機器(工具、器具及び備品)並びに生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	85	219
1年超	84	443
合計	169	663

(貸主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

流動資産 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
リース料債権部分	237	207
受取利息相当額	11	11
リース投資資産	225	196

投資その他の資産 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
リース料債権部分	387	390
受取利息相当額	16	18
リース投資資産	371	372

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

流動資産 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	237	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	207	-	-	-	-	-

投資その他の資産 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	-	169	106	66	30	15

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	-	144	104	69	41	30

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性の高い金融商品にて実行し、運転資金及び減価償却費の範囲内における設備投資については、基本的に手持資金（利益等の内部留保金）と売掛債権信託（債権流動化）にて調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避、及び余剰資金の運用を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、すべて1年以内の回収期日であります。なお、これらは顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制をとっております。

満期保有目的の債券は、取扱権限及び取扱限度額等を定めた社内ルールに従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

長期預金は、満期日において元本金額が全額支払われ安全性は高いものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、これらは流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成し、手許流動性の維持により流動性リスクを管理する体制をとっております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	9,590	9,590	-
(2) 受取手形及び売掛金	9,756	9,756	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	86	85	0
其他有価証券	310	310	-
(4) 長期預金	2,900	2,900	0
(5) 支払手形及び買掛金	(3,964)	(3,964)	-
(6) 電子記録債務	(2,516)	(2,516)	-
(7) デリバティブ取引	-	-	-

（負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。）

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	8,245	8,245	-
(2) 受取手形及び売掛金	10,233	10,233	-
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	85	85	0
其他有価証券	262	262	-
(4) 長期預金	2,900	2,904	4
(5) 支払手形及び買掛金	(4,136)	(4,136)	-
(6) 電子記録債務	(2,689)	(2,689)	-
(7) デリバティブ取引	-	-	-

（負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。）

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券他は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を同様な新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 支払手形及び買掛金並びに、(6) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

為替変動リスクのヘッジについて振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております(上記(5)参照)。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	46	44

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	9,584	-	-	-
受取手形及び売掛金	9,756	-	-	-
長期預金	-	2,900	-	-
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	-	-	80	-
合計	19,341	2,900	80	-

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	8,239	-	-	-
受取手形及び売掛金	10,233	-	-	-
長期預金	-	2,900	-	-
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	-	-	80	-
合計	18,472	2,900	80	-

4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	382	274	182	88	36	14
合計	382	274	182	88	36	14

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	347	256	153	85	43	28
合計	347	256	153	85	43	28

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	86	85	0
	(3) その他	-	-	-
	小計	86	85	0
合計		86	85	0

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	85	85	0
	(3) その他	-	-	-
	小計	85	85	0
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		85	85	0

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	310	91	219
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	310	91	219
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		310	91	219

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額46百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	262	91	170
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	262	91	170
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		262	91	170

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額44百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建				
	米ドル	買掛金	0	-	0
	ユーロ	買掛金	0	-	0
	英ポンド	買掛金	-	-	-
	中国元	買掛金	47	-	0
合計			47	-	0

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建				
	米ドル	買掛金	7	-	0
	ユーロ	買掛金	9	-	0
	英ポンド	買掛金	2	-	0
	中国元	買掛金	43	-	0
合計			61	-	0

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2)金利関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。また、当社が加入する総合設立型の東京葉業厚生年金基金は、昭和44年4月に設立され、主に東京都内に所在する約800社の医薬品、医療器具機械の製造・販売を行う企業が参加して運営されておりますが、当該基金制度は以下の退職給付債務及び年金資産には含めておらず、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	6,492百万円	5,812百万円
会計方針の変更による累積的影響額	370	-
会計方針の変更を反映した期首残高	6,121	5,812
勤務費用	297	299
利息費用	34	33
数理計算上の差異の発生額	133	55
退職給付の支払額	507	470
退職給付債務の期末残高	5,812	5,730

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	5,549百万円	6,019百万円
期待運用収益	55	60
数理計算上の差異の発生額	426	118
事業主からの拠出額	495	496
退職給付の支払額	507	470
年金資産の期末残高	6,019	5,988

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	5,812百万円	5,730百万円
年金資産	6,019	5,988
	207	257
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	207	257
退職給付に係る資産	207	257
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	207	257

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	297百万円	299百万円
利息費用	34	33
期待運用収益	55	60
数理計算上の差異の費用処理額	171	64
確定給付制度に係る退職給付費用	447	336

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果調整前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
数理計算上の差異	731百万円	109百万円
合 計	731	109

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果調整前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識数理計算上の差異	394百万円	504百万円
合 計	394	504

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
一般勘定	30.38%	29.19%
国内債券	20.13	22.15
国内株式	14.07	12.27
外国債券	6.42	10.12
外国株式	12.09	12.09
その他	16.91	14.18
合 計	100.00	100.00

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
割引率	0.57%	0.57%
長期期待運用収益率	1.0 %	1.0 %
予想昇給率	5.6 %	5.6 %

3. 確定拠出制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の上記東京葉業厚生年金基金への要拠出額は、前連結会計年度183百万円、当連結会計年度174百万円でありました。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
年金資産の額	512,488百万円	571,380百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	522,289	561,736
差引額	9,801	9,644

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合

前連結会計年度 1.0% (平成27年3月31日現在)

当連結会計年度 1.0% (平成28年3月31日現在)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政上の未償却過去勤務債務残高(前連結会計年度45,242百万円、当連結会計年度40,107百万円)から当年度剰余金(前連結会計年度17,822百万円、当連結会計年度14,310百万円)及び別途積立金(前連結会計年度17,618百万円、当連結会計年度35,440百万円)を差引いた残額であります。

未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率1.55%、加入員負担掛金率0.15%、償却残余期間は平成27年3月31日現在で7年0ヶ月であります。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致いたしません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
一般管理費の株式報酬費	54	69

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名(内執行役兼務3名) 当社執行役 12名	当社の取締役 4名(内執行役兼務3名) 当社執行役 13名	当社の取締役 4名(内執行役兼務2名) 当社執行役 12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 40,000株	普通株式 42,000株	普通株式 38,500株
付与日	平成19年7月9日	平成20年7月8日	平成21年7月9日
権利確定条件	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 前記にかかわらず、新株予約権者が平成38年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成38年7月10日から平成39年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 前記にかかわらず、新株予約権者が平成39年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年7月9日から平成40年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 前記にかかわらず、新株予約権者が平成40年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成40年7月10日から平成41年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年7月10日 至 平成39年7月9日	自 平成20年7月9日 至 平成40年7月8日	自 平成21年7月10日 至 平成41年7月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名(内執行役兼務2名) 当社執行役 12名	当社の取締役 4名(内執行役兼務3名) 当社執行役 12名	当社の取締役 4名(内執行役兼務3名) 当社執行役 13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 36,500株	普通株式 37,500株	普通株式 39,000株
付与日	平成22年7月8日	平成23年7月8日	平成24年7月10日
権利確定条件	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成41年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成41年7月9日から平成42年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成42年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成42年7月9日から平成43年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成43年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成43年7月10日から平成44年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年7月9日 至 平成42年7月8日	自 平成23年7月9日 至 平成43年7月8日	自 平成24年7月10日 至 平成44年7月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名(内執行役兼務3名) 当社執行役 13名	当社の取締役 4名(内執行役兼務3名) 当社執行役 12名	当社の取締役 3名(内執行役兼務3名) 当社執行役 13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 39,000株	普通株式 39,200株	普通株式 38,500株
付与日	平成25年7月9日	平成26年7月8日	平成27年7月9日
権利確定条件	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成44年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成44年7月10日から平成45年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成45年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成45年7月9日から平成46年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が平成46年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成46年7月10日から平成47年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年7月10日 至 平成45年7月9日	自 平成26年7月9日 至 平成46年7月8日	自 平成27年7月10日 至 平成47年7月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	19,500	23,500	22,500
権利確定			
権利行使	7,500	7,500	4,500
失効			
未行使残	12,000	16,000	18,000

	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	22,500	23,000	27,000
権利確定			
権利行使	4,500	4,500	4,500
失効			
未行使残	18,000	18,500	22,500

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末			
付与			38,500
失効			
権利確定			38,500
未確定残			
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	29,000	39,200	
権利確定			38,500
権利行使	4,500	2,700	
失効			
未行使残	24,500	36,500	38,500

単価情報

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,576	2,576	2,576
付与日における公正な評価 単価(円)	881	739	672

	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,576	2,576	2,576
付与日における公正な評価 単価(円)	692	821	844

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,576	2,576	
付与日における公正な評価 単価(円)	1,436	1,404	1,931

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	31.3%
予想残存期間 (注) 2	12年
予想配当 (注) 3	40円/株
無リスク利率 (注) 4	0.56%

- (注) 1. 平成15年7月2日から平成27年7月9日までの株価実績に基づき算定しております。
 2. 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。
 3. 平成27年7月時点における平成28年3月期の配当予想によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	50百万円	45百万円
賞与引当金	226	215
研究開発費	214	212
株式報酬費用	61	68
賞与引当金に係る社会保険料	34	32
たな卸資産評価損	60	43
貯蔵品在庫	8	6
資産除去債務	11	10
固定資産減損損失	51	45
繰越欠損金	10	38
その他	123	38
繰延税金資産小計	852	758
評価性引当額	10	43
繰延税金資産合計	841	714
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	66	78
圧縮記帳積立金の積立	71	57
その他有価証券評価差額金	71	52
その他	6	5
繰延税金負債合計	216	194
繰延税金資産(負債)の純額	624	519

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	394百万円	358百万円
固定資産 - 繰延税金資産	230	161

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「繰延税金資産」の「役員退職慰労金打切支給」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「繰延税金資産」の「役員退職慰労金打切支給」に表示しておりました102百万円は、「その他」として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.95	0.74
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.13	0.01
住民税均等割	0.90	0.80
試験研究費等の特別控除	6.59	6.23
所得拡大税制特別控除	1.42	0.81
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.54	0.58
その他	0.80	0.21
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.09	28.34

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は25百万円減少し、法人税等調整額が19百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が8百万円減少しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)及び当連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

当社グループは、検査薬事業のみの単一セグメントとなるため、記載を省略しております。

【関連情報】

「1. 製品及びサービスごとの情報」において、前連結会計年度まで製品の種別区分の名称として表示しておりました「一般検査用試薬」は、当連結会計年度より「尿検査用試薬」に表示を変更しております。これは、表示のみの変更であり、製品の種別区分の内容に変更はありません。

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	微生物 検査用試薬	尿 検査用試薬	免疫血清学的 検査用試薬	生物学的 検査用試薬	器具・食品 環境関連培地	その他	合計
外部顧客への売上高	4,654	2,135	17,427	658	2,324	3,814	31,014

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	中国	合計
6,363	754	7,118

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
(株)スズケン	4,475
東邦薬品(株)	4,285
アルフレッサ(株)	3,725

(注) 当社グループは検査薬事業のみの単一セグメントであります。

当連結会計年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	微生物 検査用試薬	尿 検査用試薬	免疫血清学的 検査用試薬	生物学的 検査用試薬	器具・食品 環境関連培地	その他	合計
外部顧客への売上高	4,603	2,302	18,140	643	2,233	4,240	32,163

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

（単位：百万円）

日本	中国	合計
8,435	632	9,067

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高
(株)スズケン	4,677
東邦薬品(株)	4,564
アルフレッサ(株)	3,594

（注）当社グループは検査薬事業のみの単一セグメントであります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
1株当たり純資産額	1,448.81円	1,529.13円
1株当たり当期純利益金額	115.13円	132.85円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	113.85円	131.43円

（注）1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 （百万円）	2,100	2,429
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額（百万円）	2,100	2,429
期中平均株式数（千株）	18,242	18,287
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 （百万円）	-	-
普通株式増加数（千株）	205	197
（うち新株予約権）	（205）	（197）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要		

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	382	347	1.28	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	596	568	2.36	平成29年～35年
其他有利子負債 預り保証金	308	306	0.36	-
合計	1,287	1,223	-	-

(注) 1. 預り保証金の平均利率については、期中平均預り保証金残高に対する加重平均利率を記載しております。

リース債務の平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	256	153	85	43

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	7,831	16,297	24,227	32,163
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	880	1,818	2,700	3,390
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	617	1,262	1,879	2,429
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	33.83	69.09	102.79	132.85

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	33.83	35.25	33.71	30.05

決算日後の状況

特記事項はありません。

重要な訴訟事件等

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,377	8,032
受取手形	105	94
売掛金	9,649	10,139
リース投資資産	225	196
商品及び製品	3,258	3,086
仕掛品	896	1,000
原材料及び貯蔵品	745	765
前払費用	100	118
繰延税金資産	392	357
その他	439	541
流動資産合計	25,192	24,332
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,991	13,418
減価償却累計額	9,398	9,298
建物(純額)	3,592	4,120
構築物	672	698
減価償却累計額	616	609
構築物(純額)	55	89
機械及び装置	4,709	4,976
減価償却累計額	3,924	3,989
機械及び装置(純額)	784	986
車両運搬具	34	32
減価償却累計額	31	30
車両運搬具(純額)	3	2
工具、器具及び備品	3,254	3,413
減価償却累計額	2,704	2,750
工具、器具及び備品(純額)	549	662
土地	1,006	995
リース資産	816	737
減価償却累計額	446	398
リース資産(純額)	370	338
建設仮勘定	0	1,239
有形固定資産合計	6,363	8,435
無形固定資産		
特許権	9	1
借地権	33	33
ソフトウェア	286	351
その他	11	56
無形固定資産合計	339	442

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	443	391
出資金	0	0
関係会社出資金	1,095	1,316
長期前払費用	247	253
長期預金	2,900	2,900
生命保険積立金	285	366
前払年金費用	601	762
繰延税金資産	103	6
リース投資資産	371	372
その他	251	237
貸倒引当金	6	6
投資その他の資産合計	6,294	6,601
固定資産合計	12,997	15,479
資産合計	38,189	39,811
負債の部		
流動負債		
支払手形	43	43
買掛金	3,944	4,116
電子記録債務	2,516	2,689
リース債務	382	347
未払金	1,162	999
未払費用	311	173
未払法人税等	511	426
前受金	6	57
預り金	38	36
賞与引当金	684	699
返品調整引当金	4	4
その他	398	525
流動負債合計	10,003	10,118
固定負債		
リース債務	596	568
環境対策引当金	3	0
資産除去債務	34	33
その他	625	353
固定負債合計	1,260	956
負債合計	11,264	11,075

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,897	6,897
資本剰余金		
資本準備金	7,892	7,892
資本剰余金合計	7,892	7,892
利益剰余金		
利益準備金	338	338
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	148	130
別途積立金	4,330	4,330
繰越利益剰余金	10,317	12,105
利益剰余金合計	15,134	16,904
自己株式	3,339	3,301
株主資本合計	26,584	28,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	150	119
評価・換算差額等合計	150	119
新株予約権	190	224
純資産合計	26,925	28,736
負債純資産合計	38,189	39,811

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高		
製品売上高	13,582	13,976
商品売上高	17,401	18,158
売上高合計	30,984	32,135
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	3,298	3,258
当期製品製造原価	5,796	5,728
当期商品仕入高	12,381	12,964
商品及び製品期末たな卸高	3,258	3,086
売上原価合計	18,218	18,864
売上総利益	12,765	13,270
返品調整引当金戻入額	5	4
返品調整引当金繰入額	4	4
差引売上総利益	12,766	13,270
販売費及び一般管理費	19,861	19,713
営業利益	2,904	3,556
営業外収益		
受取利息	11	5
受取配当金	4	4
為替差益	19	9
補助金収入	14	-
為替変動調整受取	40	17
その他	46	40
営業外収益合計	136	77
営業外費用		
支払利息	8	9
コミットメントフィー	2	3
減価償却費	9	9
その他	5	5
営業外費用合計	26	27
経常利益	3,014	3,607
特別利益		
固定資産売却益	21	22
関係会社清算益	4	-
特別利益合計	5	2
特別損失		
固定資産除売却損	314	383
特別損失合計	14	183
税引前当期純利益	3,005	3,426
法人税、住民税及び事業税	938	809
法人税等調整額	34	151
法人税等合計	903	960
当期純利益	2,101	2,466

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		2,636	44.3	2,585	43.0
労務費	1	1,880	31.6	1,921	31.9
経費	2	1,434	24.1	1,511	25.1
当期総製造費用		5,951	100.0	6,017	100.0
期首仕掛品たな卸高		894		896	
合計		6,845		6,914	
他勘定振替高	3	152		186	
期末仕掛品たな卸高		896		1,000	
当期製品製造原価		5,796		5,728	

原価計算の方法

原価計算の方法は、組別工程別総合原価計算であります。

(注)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<p>1. 労務費のうち引当金繰入額等は次のとおりであります。</p> <p>賞与引当金 187百万円 退職給付費用 123百万円</p> <p>2. 経費のうち主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>電力費 134百万円 減価償却費 599百万円 作業用消耗品費 103百万円 外注加工賃 233百万円</p> <p>3. 他勘定振替高は主として売上原価、貯蔵品及び販売費(試供品費)等への振替であります。</p>	<p>1. 労務費のうち引当金繰入額等は次のとおりであります。</p> <p>賞与引当金 194百万円 退職給付費用 92百万円</p> <p>2. 経費のうち主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>電力費 120百万円 減価償却費 656百万円 作業用消耗品費 103百万円 外注加工賃 255百万円</p> <p>3. 他勘定振替高は主として売上原価、貯蔵品及び販売費(試供品費)等への振替であります。</p>

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	6,897	7,892	338	164	4,330	8,639	3,399	24,862	
会計方針の変更による累積的影響額						238		238	
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,897	7,892	338	164	4,330	8,878	3,399	25,101	
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩				15		15		-	
剰余金の配当						674		674	
当期純利益						2,101		2,101	
自己株式の取得							0	0	
自己株式の処分						4	60	55	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	15	-	1,439	60	1,483	
当期末残高	6,897	7,892	338	148	4,330	10,317	3,339	26,584	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	125	191	25,179
会計方針の変更による累積的影響額			238
会計方針の変更を反映した当期首残高	125	191	25,418
当期変動額			
圧縮記帳積立金の取崩			-
剰余金の配当			674
当期純利益			2,101
自己株式の取得			0
自己株式の処分			55
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24	0	24
当期変動額合計	24	0	1,507
当期末残高	150	190	26,925

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	6,897	7,892	338	148	4,330	10,317	3,339	26,584	
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩				18		18		-	
剰余金の配当						694		694	
当期純利益						2,466		2,466	
自己株式の取得							0	0	
自己株式の処分						2	38	36	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	18	-	1,788	38	1,808	
当期末残高	6,897	7,892	338	130	4,330	12,105	3,301	28,392	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	150	190	26,925
当期変動額			
圧縮記帳積立金の取崩			-
剰余金の配当			694
当期純利益			2,466
自己株式の取得			0
自己株式の処分			36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31	33	2
当期変動額合計	31	33	1,810
当期末残高	119	224	28,736

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)
 - (2) 子会社株式
移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
(時価のあるもの)
決算日の市場価格等(株式については、決算日前1ヶ月の市場価格の平均)に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
(時価のないもの)
移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品、製品、原材料及び仕掛品
移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
 - (2) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
構築物	10年～30年
機械及び装置	8年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	5年～8年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - (3) 返品調整引当金
当事業年度の売上高に対して予想される返品損失に備えるため、将来の返品見込損失額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル(PCB)の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建買入債務

(3) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「長期未払金」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」の「長期未払金」に表示しておりました317百万円は、「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

- 1 運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,400百万円	5,400百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	5,400百万円	5,400百万円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55%、当事業年度57%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45%、当事業年度43%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料	2,112百万円	2,098百万円
賞与引当金繰入額	384百万円	389百万円
退職給付費用	253百万円	190百万円
法定福利費	489百万円	497百万円
旅費交通費	601百万円	607百万円
荷造運送費	632百万円	650百万円
研究開発費	2,441百万円	2,266百万円
減価償却費	219百万円	265百万円

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
工具、器具及び備品	1百万円	0百万円
土地	- 百万円	2百万円
計	1百万円	2百万円

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物	6百万円	44百万円
構築物	- 百万円	0百万円
機械及び装置	4百万円	3百万円
車両運搬具	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	2百万円	30百万円
解体撤去費用	- 百万円	103百万円
計	14百万円	183百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	50百万円	45百万円
賞与引当金	226	215
研究開発費	214	212
株式報酬費用	61	68
賞与引当金に係る社会保険料	34	32
たな卸資産評価損	60	43
貯蔵品在庫	8	6
資産除去債務	11	10
固定資産減損損失	51	45
その他	122	33
繰延税金資産合計	840	713
繰延税金負債		
前払年金費用	194	233
圧縮記帳積立金の積立	71	57
その他有価証券評価差額金	71	52
その他	6	5
繰延税金負債合計	344	349
繰延税金資産の純額	496	364

(表示方法の変更)

前事業年度において、独立掲記しておりました「繰延税金資産」の「役員退職慰労金打切支給」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度において、「繰延税金資産」の「役員退職慰労金打切支給」に表示しておりました102百万円は、「その他」として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.95	0.73
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.13	0.01
住民税均等割	0.9	0.79
試験研究費等の特別控除	6.58	6.16
所得拡大税制特別控除	1.42	0.80
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.54	0.57
その他	0.83	0.16
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.07	28.02

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は16百万円減少し、法人税等調整額が19百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	12,991	972	544	13,418	9,298	399	4,120
構築物	672	48	22	698	609	13	89
機械及び装置	4,709	473	206	4,976	3,989	267	986
車両運搬具	34	0	4	32	30	1	2
工具、器具及び備品	3,254	464	306	3,413	2,750	320	662
土地	1,006	-	11	995	-	-	995
リース資産	816	148	227	737	398	172	338
建設仮勘定	0	1,322	83	1,239	-	-	1,239
有形固定資産計	23,486	3,428	1,405	25,512	17,076	1,176	8,435
無形固定資産							
特許権	83	-	77	5	4	7	1
借地権	33	-	-	33	-	-	33
ソフトウェア	399	161	31	529	177	95	351
その他	11	161	116	56	0	0	56
無形固定資産計	526	323	225	624	181	103	442
長期前払費用	324	105	33	396	142	82	253

- (注) 1. 建物の「当期増加額」には、野木事業所エネルギー棟建設の777百万円を含んでおります。
 2. 建物の「当期減少額」には、生産能力向上に向けた新製造棟建設に伴う除却額477百万円を含んで
 おります。
 3. 機械及び装置の「当期増加額」には、野木事業所生産設備169百万円、那須事業所生産設備270百万
 円を含んでおります。
 4. 工具、器具及び備品の「当期増加額」には、研究用設備294百万円を含んでおります。
 5. 建設仮勘定の「当期増加額」には、生産能力向上に向けた新製造棟建設1,227百万円を含んでおり
 ます。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	6	-	-	-	6
賞与引当金	684	699	684	-	699
返品調整引当金	4	4	-	4	4
環境対策引当金	3	-	2	-	0

- (注) 返品調整引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額4百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

重要な訴訟事件等

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	公告は電子公告といたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行います。 公告掲載URL http://www.eiken.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第77期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月24日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第78期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月12日関東財務局長に提出。

（第78期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月11日関東財務局長に提出。

（第78期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成27年6月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成28年6月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月22日

栄研化学株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 朋 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている栄研化学株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、栄研化学株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、栄研化学株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、栄研化学株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月22日

栄研化学株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 朋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている栄研化学株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第78期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、栄研化学株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。